

規制影響分析書

規制の名称	シートベルト装着義務の拡大
担当部局	交通局交通企画課
評価実施日	平成 19年 2月 23日
規制の内容、目的及び必要性	<p>【内容】 自動車の運転者は、自動車の後部座席にシートベルトを着用していない者を乗車させて自動車を運転してはならないこととする。</p> <p>【目的及び必要性】 後部座席におけるシートベルトの着用については、これまで努力義務とされてきたところであるが、その着用率は運転席及び助手席に比べ低いことから、シートベルト着用の被害軽減効果（交通事故の際の後部座席シートベルト非着用の場合の致死率は着用の場合の致死率の約 4倍）にかんがみ、後部座席におけるシートベルトの着用を義務付ける必要がある。</p>
	<p>根拠条文 道路交通法（昭和 35年法律第 105号）第 71条の 3第 2項</p>
期待される効果	<p>【社会的便益】 交通事故の際の後部座席同乗者本人の被害が軽減されるほか、後部座席同乗者の前席乗員への衝突等が防止され、助手席同乗者及び運転者の被害が軽減される。</p>
想定される負担	<p>【行政コスト】 現在も、シートベルトの着用に関する指導・取締りを行っており、負担の増加はそれほど大きくないと見込まれる。</p> <p>【遵守コスト】 自動車の運転者は、後部座席にシートベルトを着用しない者を乗車させて自動車を運転してはならないこととなる。運転者が義務に違反した場合には、運転者に行政処分の点数が付されることとなる（当面は高速道路においてのみ）。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 後部座席におけるシートベルトの着用について、努力義務のままとする（現状維持）。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、後部座席同乗者のシートベルト着用義務に関する指導・取締りの負担が増加しない。また、運転者は後部座席同乗者のシートベルト着用を義務付けられる負担が生じない。</p> <p>【代替手段を用いた場合に想定される負担】 交通事故の際の後部座席同乗者、助手席同乗者及び運転者の被害軽減を十分に図ることができない。</p>
備考	なし。
レビューを行う時期	平成 25年 6月ころまで。

規制影響分析書

規制の名称	75歳以上の高齢運転者に対する普通自動車運転時の高齢運転者標識の表示義務付け	
担当部局	交通局交通企画課	
評価実施日	平成19年2月23日	
規制の内容、目的及び必要性	<p>【内容】 75歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転する場合には、高齢運転者標識を表示しなければならないこととする。</p> <p>【目的及び必要性】 現在、70歳以上の高齢運転者が加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに高齢運転者標識を表示するよう努めることとされているが、75歳以上の高齢運転者に係る免許保有人口当たりの死亡事故件数が74歳以下と比べ2.7倍と著しく高くなっていることから、高齢運転者に対して慎重な運転を求めるとともに、周囲の運転者に高齢運転者であることを知らせ、保護義務を課すことにより、75歳以上の高齢運転者の交通事故防止を図る必要がある。</p>	
	根拠条文	道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の5第2項
期待される効果	<p>【社会的便益】 高齢運転者標識を表示した普通自動車に対する幅寄せや割り込みを防止し、高齢運転者の安全確保等が図られる。</p>	
想定される負担	<p>【行政コスト】 現在も、初心運転者標識の表示義務違反に対する指導・取締りを行っており、これと同時に指導・取締りが可能であることから、負担の増加はそれほど大きくないと見込まれる。</p> <p>【遵守コスト】 75歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転する際、高齢運転者標識を表示しなければならず、違反した場合には、罰則が科されることとなる。</p>	
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 75歳以上の高齢運転者の普通自動車運転時における高齢運転者標識の表示について努力義務のままとする(現状維持)。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、75歳以上の高齢運転者の普通自動車運転時における高齢運転者標識の表示義務違反に関する指導・取締りの負担が生じない。また、75歳以上の高齢運転者は、普通自動車運転時の高齢運転者標識の表示を義務付けられる負担が生じない。</p> <p>【代替手段を用いた場合に想定される負担】 高齢運転者標識を表示しない普通自動車については、安全確保等を十分に図ることができない。</p>	
備考	なし。	
レビューを行う時期	平成25年6月ころまで。	

規制影響分析書

規制の名称	聴覚障害者に対する普通自動車運転時の聴覚障害者標識の表示義務付け
担当部局	交通局交通企画課
評価実施日	平成 19年 2月 23日
規制の内容、目的及び必要性	<p>【内容】 聴覚障害者が普通自動車を運転する場合には、聴覚障害者標識を表示しなければならないこととする。</p> <p>【目的及び必要性】 現在は運転免許を取得することができない聴覚障害者について、ワイドミラーを装着すること等を条件として普通自動車免許を取得することができることに伴い、周辺の運転者に聴覚障害者であることを知らせ、保護義務を課すことにより 交通事故防止を図る必要がある。</p>
	<p>根拠条文 道路交通法 (昭和 35年法律第 105号)第 71条の 6第 1号</p>
期待される効果	<p>【社会的便益】 聴覚障害者標識を表示した普通自動車に対する幅寄せや割り込みを防止し、聴覚障害者の安全確保等が図られる。</p>
想定される負担	<p>【行政コスト】 現在も、初心運転者標識の表示義務違反に関する指導・取締りを行っており、これと同時に指導・取締りが可能であることから、負担の増加はそれほど大きくないと見込まれる。</p> <p>【遵守コスト】 聴覚障害者が普通自動車を運転する際、聴覚障害者標識を表示しなければならず、違反した場合には、罰則が科されることとなる。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 聴覚障害者の普通自動車運転時における聴覚障害者標識の表示について努力義務とする。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、聴覚障害者の普通自動車運転時における聴覚障害者標識の表示義務違反に関する指導・取締りの負担が生じない。また、聴覚障害者は、普通自動車運転時の聴覚障害者標識の表示を義務付けられる負担が生じない。</p> <p>【代替手段を用いた場合に想定される負担】 聴覚障害者標識を表示していない普通自動車については、安全確保等を十分に図ることができない。</p>
備考	なし。
レビューを行う時期	平成 25年 6月ころまで。

規制影響分析書

規制の名称	安全運転管理者制度の対象の拡大
担当部局	交通局交通企画課
評価実施日	平成 19年 2月 23日
規制の内容、目的及び必要性	<p>【内容】 総排気量 250ccを超える自動二輪車を使用して運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者は、一定の要件に該当する場合、安全運転管理者を選任しなければならないこととする。</p> <p>【目的及び必要性】 近年、バイク便事業者数が増加しており、事業用の総排気量 250ccを超える自動二輪車が第一当事者となる交通事故も増加していることから、その交通安全対策を強化する必要がある。</p>
	<p>根拠条文 道路交通法 (昭和 35年法律第 105号) 第 74条の 3第 1項</p>
期待される効果	<p>【社会的便益】 現在、安全運転管理者の選任が義務付けられていない総排気量 250ccを超える自動二輪車を使用して運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者について、より適切な安全運転管理がなされることとなり、同事業者の使用する自動二輪車に係る交通事故が減少する。</p>
想定される負担	<p>【行政コスト】 新たに総排気量 250ccを超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送事業者に安全運転管理者選任義務を課すことにより、安全運転管理者選任の届出の受理、安全運転管理者講習の実施等に係る事務が増加する。ただし、現在制度の対象となっている事業所数に比較して、新たに制度の対象となる事業所数が小さいことから、事務量の増加は大きくないと見込まれる。</p> <p>【遵守コスト】 総排気量 250ccを超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送事業者は、一定の要件に該当する場合、安全運転管理者を選任しなければならない、違反した場合、罰則が適用される。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 総排気量 250ccを超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送事業者について、安全運転管理者の選任を義務付けない(現状維持)。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、安全運転管理者制度の対象の拡大に伴う事務の増加が生じない。また、総排気量 250ccを超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送事業者は、安全運転管理者を選任する負担が生じない。</p> <p>【代替手段を用いた場合に想定される負担】 総排気量 250ccを超える自動二輪車を使用する貨物軽自動車運送事業者に係る交通安全対策を十分に図ることができない。</p>
備考	なし
レビューを行う時期	平成 25年 6月ころまで。

規制影響分析書

規制の名称	免許証提示義務の拡大
担当部局	交通局交通企画課
評価実施日	平成 19年 2月 23日
規制の内容、目的及び必要性	<p>【内容】 警察官は、違反行為等を行った運転者に運転を継続させることができるかどうかを確認するため運転免許証の提示を求めることができることとし、提示を求められた運転者は、免許証を提示しなければならないこととする。</p> <p>【目的及び必要性】 近年の行政処分の強化により、運転免許を取り消される者の数が増加しており、また、今回の改正において飲酒運転対策の一つとして欠格期間の延長等行政処分を強化することから、運転免許を取り消された者が更に増加し、これらの者による無免許運転が増加することが懸念されるため、違反行為等を行った運転者に運転を継続させることができるかどうかを警察官が確認できるようにする必要がある。</p>
	<p>根拠条文 道路交通法 (昭和 35年法律第 105号)第 95条第 2項</p>
期待される効果	<p>【社会的便益】 運転を継続させることができない者について、道路交通の場からの排除が徹底され、無免許運転が減少する。</p>
想定される負担	<p>【行政コスト】 現在も、免許提示義務違反に対する指導・取締りを行っており、負担の増加はそれほど大きくないと見込まれる。</p> <p>【遵守コスト】 運転者が違反行為等をしたことにより警察官から運転免許証の提示を求められた場合、免許証を提示しなければならず、これに違反した場合には罰則が科されることとなる。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 現在免許証提示義務が課されている運転者以外については、免許証提示義務を課さないこととする (現状維持)。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、現在免許提示義務が課されていない運転者に対する違反に関する指導・取締りの負担が生じない。また、現在免許証提示義務が課されている運転者以外については、免許証を提示する負担が生じない。</p> <p>【代替手段を用いた場合に想定される負担】 運転を継続させることができない者を道路交通の場から排除することができず、道路交通の安全と円滑の確保に支障が生ずる。</p>
備考	なし。
レビューを行う時期	平成 24年 9月ころまで。

規制影響分析書

規制の名称	75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の導入
担当部局	交通局運転免許課
評価実施日	平成 19年 2月 23日
規制の内容、目的及び必要性	<p>【内容】 75歳以上の高齢運転者の免許証更新時に認知機能検査を導入することとする。</p> <p>【目的及び必要性】 75歳以上の高齢運転者について、記憶力、判断力等の認知機能の低下による運転行動の特徴を調査した結果、これらの機能の低下した者は、そうでない者と比べて信号無視や一時不停止、不適切な運転操作による蛇行等の危険な運転行動をとる割合が高くなっており、75歳以上の運転者による交通事故の特徴として、出会い頭の事故や一時不停止による事故、正面衝突や道路の通行区分違反による事故等の割合が高いことと照らし合わせると、記憶力、判断力等の認知機能の低下が事故の発生に影響を及ぼしていると考えられる。</p> <p>そのため、75歳以上の高齢運転者については、免許証更新時に認知機能検査を導入し、その結果に基づいた高齢者講習を実施すること、また、検査の結果、認知症の疑いがある場合には臨時適性検査を実施することにより、これらの者に係る交通事故防止を図る必要がある。</p> <p>根拠条文 道路交通法 (昭和 35年法律第 105号) 第 101条の 4第 2項</p>
期待される効果	<p>【社会的便益】 認知機能検査の結果に基づいた高齢者講習を実施すること、また、検査の結果、認知症の疑いがある場合には臨時適性検査を実施することにより、75歳以上の高齢運転者に係る交通事故防止が図られる。</p>
想定される負担	<p>【行政コスト】 認知機能検査に係る事務及び臨時適性検査に係る費用の負担の増加が生じることとなる。</p> <p>【遵守コスト】 免許証更新時に認知機能検査を受けなければならなくなる。検査の結果認知症の疑いがある場合には臨時適性検査を受けなければならなくなる。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 認知機能検査の導入を行わないこととする (現状維持)。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、認知機能検査に係る事務の増加及び臨時適性検査に係る費用の負担の増加が生じない。また、75歳以上の高齢運転者は、それらの検査を受ける負担が生じない。</p> <p>【代替手段を用いた場合に想定される負担】 75歳以上の高齢運転者に係る交通事故防止を十分に図ることができない。</p>
備考	高齢運転者に係る記憶力、判断力等に関する検査の導入等についての提言 (運転免許制度に関する懇談会)
レビューを行う時期	平成 26年 6月ころまで。